

令和4年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和4年2月9日（水曜日）

○日時 令和4年2月9日 午後1時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 所管事務調査について
(公用車の車検切れ運行について)

○出席委員（8名）

委員長	小田部 照
副委員長	山田 庫司郎
委員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也
	村椿 敏章

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（2名）

石垣 直樹
澤谷 淳子

○説明者

副市長	後藤 利博
企画総務部長	秋葉 孝博
観光商工部長	伊倉 直樹
財政課長	古田 孝仁
観光課長	高井 秀利

○事務局職員

事務局 長	林 幸一
次 長	石井 公晶
総務議事係	早渕 由樹

午後1時00分開会

○小田部照委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

今回の委員会では、所管事務調査について協議いたします。

それでは、議件1、公用車の車検切れ運行について、説明を求めます。

後藤副市長。

○後藤利博副市長 本日、委員会に御説明をさせていただき案件は、公用車両の車検満了後の使用についてということでございます。

現在、観光商工部観光課所管の車両が、昨年の11月28日で車検満了していたにもかかわらず、これまで使用を続けてしまったという事態の内容でございます。

このような事態を招き、市民の皆様をはじめ、関係者の方々に多大なる御迷惑と、網走市の信用を失墜させたことに対し、市民の皆様に対し、深くお詫びを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

詳細の説明は担当者のほうからさせていただきます。

○高井秀利観光課長 それでは、資料1号を御覧願います。

1の経緯であります。令和4年2月8日火曜日の朝、職員が公用車を使用して外勤をしようとした際に、車検シールの有効期限が過ぎていることに気づき、車検の事務手続の有無を確認いたしましたところ、対応がなされておらず、車検の有効期限が満了していることが判明いたしました。この原因は、観光課において車検満了日を見落とし、更新手続を失念していたことによるものです。

なお、この件につきましては、昨日2月8日火曜日に網走警察署へ届出をしております。

次に、2、当該車両の概要ですが、車両は観光商工部観光課所管の小型貨物自動車、トヨタライトエース。車検満了日は令和3年11月28日。車検満了切れ日数、2月8日現在で72日間。運転回数65回。走行距離1,598キロメートル。実運転者数6人となっております。

次に、3、再発防止策でございますが、公用車内のダッシュボード等、車両の運転席から見える場所へ車検満了日を掲示し、使用する前に確認することを徹底いたします。

次に、4、その他でございますが、本件を受けまして、市所有の全公用車について車検満了日を確認いたしました。同様の事案はございませんでした。

説明は以上であります。

○小田部照委員長 ただいまの説明で、質疑ございませんか。

古田委員。

○古田純也委員 この車検満了のお知らせのはがきというのは、一般的にはディーラーのほうから届くと思うのですが、こういうのはなかったのでしょうか。

○高井秀利観光課長 車検満了のはがきは受領しておりまして、1か月前程度に受領しておりまして、通常の手続としましては車検の御案内のはがきを、鍵の保管場所に掲示をして、常に意識をするようにするのですとか、そのはがきに基づいて、共有しているカレンダーアプリ内にスケジュールを入力などして、車検の更新管理をしていたのですが、今回はそこが全く抜けてしまったということで、完全に私たちのミスであります。

○古田純也委員 この時期、多忙な時期というか、忘れる要因みたいなものはあった時期なのですか。

○高井秀利観光課長 特別、11月なので行事等が入っているということはないのですが、完全に失念してしまったということです。

○古田純也委員 昨日網走警察署に届出を出したということで、運転者の数が6名、この方々は今後、何か警察からの……。

○高井秀利観光課長 昨日15時ぐらいにですね、警察に訪問させていただきまして、今回の経緯等を説明させていただきました。

今後、警察による調査等が行われまして、今回の事態に対する対応等につきまして、北見方面本部の指示を仰ぎながら処分がされるということで、これからそういうことが進んでいくと認識しております。

○古田純也委員 以上です。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

○永本浩子委員 ちょっと期間的に本当に、去年の11月28日に切れていたということで、72日間でその間65回も乗っていて、事故が起きなかったからまだいいけれども、本当にちょっとこれは大変に厳しい内容かと思っております。

この公用車というのは、市全体で何台あるのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 網走市が所有しております公用車でございますが、全体では133台、内訳といたしましては一般会計の所管で109台、あと特別会計

各種ありますが、そちらで5台、あと公営企業会計で19台となっております。

○永本浩子委員 かなりの台数を公用車として持っているということだと思うのですが、この管理責任者みたいな、そういう担当部署というのはそれぞれあるのでしょうか。

○高井秀利観光課長 公用車の管理でありますけれども、基本的には各課が所管をするということで、網走市物品会計規則では、公用車は備品として区分をされておりますので、市長部局であります。課長がその課の物品管理者として置かれているということで、観光課の公用車であれば管理者としては私になるというところでございます。

○永本浩子委員 この再発防止策ということで、公用車内のダッシュボード等に車検満了日を添付して、使用する前に確認することを徹底するというようなことなのですが、そうすると使用する人は毎回変わるわけで、こういう形だけの責任になってしまうと、かなり分散してしまうとやっぱり責任感というのが薄くなって、今回のような事例に、6人の方が運転はしていたけれども、この72日間は気がつかなかったということになってしまうのではないかなと思うのです。なので、それぞれの課が所有しているこの公用車に関してはこういった車検切れとか、そういったことも含めて、きちんと責任を、担当する人というか、課長になるということなのではないでしょうか。もう一度その辺のところをきちんと明確にしておかないと、運転する人がそれぞれが確認するというのは、ちょっとそれだけではちょっと危険かなと思いますので、その辺のところはどうなのでしょうか。

○高井秀利観光課長 当然、公用車を使用する職員一人一人が気をつけているというのもありますけれども、それを統括する物品の管理者といたしまして、その車検満了日の把握につきましては、組織全体としても含めて、きちんと把握していきたいというふうに思っております。

○永本浩子委員 その辺のところ、はがきが来ていても、今回この車両に関しては抜けてしまったということなので、やっぱり個人でもこの車検切れってとっても怖いことで、何かあったときにはね、本当に大変なことになってしまうので、きちんとその辺のところ、今度デジタル化が進んでくると、そういったところもきちんと明確に赤になるとか、そういったことを毎月きちんとチェックしながら進んでい

くとか、そういったもの、何かきちんとした手だてを考えていくべきではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

平賀委員。

○平賀貴幸委員 何点か確認しながら伺っていくのですけれども、まず、最初にですね、車検切れの運行についてと資料に書いていますけれども、同時に自賠責保険も切れてるはずだと思うのですけれども、間違いないのであれば、これ資料の訂正が必要だと思いますが、どうなのでしょう。

○高井秀利観光課長 委員御指摘のとおり、自賠責保険も切れておりますので、車検に加えて、自賠責保険も切れているということになります。

○平賀貴幸委員 資料を訂正するという事で、改めて資料訂正の答弁をしてください。

○高井秀利観光課長 自賠責保険の終了期日が令和3年12月28日となっております。

すみません。資料から漏れていて、自賠責保険のことを触れていなかったこと申し訳ありませんでした。

○平賀貴幸委員 2月8日に網走警察署で言えば、自賠責保険が切れていたということも届けていますか。

○高井秀利観光課長 この車に関する車検証、自賠責保険証ともコピー、写しを提出しております。

○平賀貴幸委員 警察署には、公用車の車検切れと自賠責保険が切れていたということの2件を届けているかどうかなのですけれども、私が聞いたのは。

○高井秀利観光課長 2件とも届けております。

○平賀貴幸委員 関連する法令は、そうすると二つほど触れると思いますけれども、何と何に抵触していますか。

○高井秀利観光課長 想定しているものが、道路運送車両法違反と自動車損害賠償保障法違反というふうに判断をしております。

○平賀貴幸委員 そうなのですね。二つの法律に違反するので。あともう一つ、市が認識しているかどうか分かりませんが、刑法の併合罪が適用される可能性がある。そこは認識ありますか。

○高井秀利観光課長 すみません、何罪とおっしゃったか聞き取れなかったのですが……。

○平賀貴幸委員 刑法の併合罪。二つの法律に違反する場合に発生する。

○高井秀利観光課長 今のところ、警察等の処分が

何もない状態のところ、こういった法律に違反するのかなという想定をしておりましたけれども、委員御指摘の併合罪につきましてはちょっと認識はしておりませんでした。

○平賀貴幸委員 そこちゃんと確認しておく必要があると思うのですけれども。というのは、もし適用になった場合については、最も重い罪について定めた刑の長期にその2分の1を加えたものが、長期とされますというふうになっているのですよね。そうすると、今回の法令違反については、まず、道路運送車両法に違反する無車検については6か月以下の懲役または30万以下の罰金になるのだと思うのですけれども、それで間違いなかったですか。

○高井秀利観光課長 その認識で間違いのないと思います。

○平賀貴幸委員 そして無保険者の法定刑については1年以下の懲役または50万以下の罰金になるはずなのですけれども、自動車損害賠償保障法なので、それで間違いないですか。

○高井秀利観光課長 そういうふうに認識をしております。

○平賀貴幸委員 そうすると併合罪がもし適用になるとすれば、後者の自動車損害賠償保障法の違反のほうが重たいので、そちらが適用になるのですけれども、誰に対してこれは適用されることになるのですか。

○高井秀利観光課長 今、誰にというところが私たちもちょっと判断がつかないところで、警察からの指摘を待っている状態であります。

○平賀貴幸委員 網走市という組織に対してなのか、車両の管理の担当者なのか、はたまた市長なり副市長なりになるのかちょっと私も全然どうなるかわからないのですけれども、そこは、それが確定してから職員の処分ですとか何らかのものは考えていくという考え方なのでしょうか。どういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 職員の処分につきましては、市職員の懲戒処分等に関する基準というのがございますので、これに沿った形で処分を今後検討し、決定していくことになります。ただし今、まずは警察のほうに報告をしているということですので、状況をですね、情報収集しながら適正に処分をしたいというふうに考えております。網走市全体、当然市全体の話ですので、市のほうに今回落ち度があったということで、先ほど物品のお話がございま

したが、正しくは網走市自動車管理規程というのがございまして、この管理責任者というのは、それぞれの職場長、いわゆる課長というふうになってございます。

○平賀貴幸委員 恐らくですけれども、車検の関係はそれぞれの職場の長が責任なのでしょうけれども、自賠責保険のほうは、これも各課で担当しているのですか。どこかで一括で担当していないのですか、網走市の場合。どうなっているのでしょうか。

○高井秀利観光課長 車検の更新の手續に係る費用につきましては各課に予算措置をされておりまして、自賠責保険、重量税につきましては財政課管財係のほうで予算措置をしている状況でございます。

○平賀貴幸委員 自賠責保険のほうは財政課のほうで、管財係のほうで所管しているということなので、そこもチェックができなかったということが、この事態の発生の一つの原因だと思うのですけれども、そこはどうなのでしょう。

○古田孝仁財政課長 自賠責保険の関係でございますが、予算措置上車検に係る修繕料というか車検費用については担当課に予算措置をしております。

また、重量税並びに自賠責保険につきましては予算額は、管財係、財政課のほうに計上して執行している状況でございますが、財政課のほうで自賠責保険を一元管理しているというのはですね、事故があったときに自賠責のほかに民間保険を通常使うと思うのですが、そちらのほうを当市の場合は、全国市有物件災害共済というものに加入しておりまして、そちらの保険業務をですね、管財係のほうで一元的に加入しています。それが自賠責に入っているよという確認も含めまして、こちらの手続を円滑に遂行するために、管財係のほうにつけて執行しているわけでございますが、個別の加入の手續につきましては車検時に行うことになっておりますので、それが完了した後請求だけいただくというような運用をしているところでございます。

○平賀貴幸委員 運用の実態的な管理をすることにはなっていないということが、今の説明で認識をさせていただきますが、再発防止策として、これだとですね、不十分だと思います。今の話を聞く限り、保険のほうはきちんと一元管理をしていて、担当課とそれから自賠責保険に、任意保険を管理するので、二重チェックすることでこれを防ぐということをしないと、いつこれが起きてもおかしくないと思うのですけれどもどうでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 御指摘のとおりかと思います。

現在ですね、昨日、私のほうにも報告がありまして、取り急ぎですね、全車両について車検の有効期限の確認をしたところです。

先ほど永本委員のほうからも御指摘あったとおりですね、どのようにしたらいいかというのを、現状としましては、対応策を記載させていただいたのですが、こうした事象について双方からチェックできるように、今、検討しております。例えば、保険に入るということは車検証が必要になりますので、これをデータ化しまして、例えば管財係のほうから車検が近づいたら、その前の月にでもですね、お知らせ、課長なり係長にメール等の連絡をするのですとか、期日が迫った際に、管財のほうに請求書が回ってこない場合は再度連絡するような、そうした体制の構築を考えております。先ほど永本委員のほうからも、誰かを置いたらいいのではないかとということで、ここ、考え方はいろいろあるかと思います。職員誰かに担当を置くとですね、その人しか気をつけていないということもありますし、この辺についてはですね、改めて、今緊急のですね、有効期限の確認をしたところですので、改めて担当課と今回の事故の経過も踏まえてですね、全庁的に指示を再度、徹底したいと考えております。

○平賀貴幸委員 そこは徹底を、新たな形をつくっていかねばいけないということを共有できましたので、しっかり取り組んで再発防止にしていきたいと思うのですけれども、先ほどの量刑については、こういう定めですという法の定めについては申し上げましたけれども、何らかの形で罰金になるのかなという気がするのですが、そうなったときにはこの罰金というのは網走市の規定だと、誰が払うことになっているのですか。

○秋葉孝博企画総務部長 そうした事象について、本来は市が負担すべきですが、それについて税を使うという一方でそうした指摘もありますので、その件につきましては事象が確定した段階で、罰金が生じるようなことがあればですね、それをどう対応するかというのは再度検討したいと考えております。

○平賀貴幸委員 実際確定してからそこは検討ということなのだと思いますけれども、通常だとそういう場合についてどうするかという扱いは決まっていないことなのですか、網走市としては。

○秋葉孝博企画総務部長 これまでですね、そうし

た事象が、当市の事例はございません。他市の例も参考にさせていただきながら、市が実際、市長名ですか、市長名で、警察からそうしたものの罰金が与えられということになればですね、当然市ですけども、市が支出するに対して、それをどう、今回でいうと、所管の使用者なり、管理者にどう賠償するかということは、はっきりとですね、わかった時点で、そうしたことは検討させていただきたいと思います。

○平賀貴幸委員 恐らく略式裁判で済むのだろうなというふうに思いますが、正直あまり自治体でこういうことがあったと聞いたことないですけども、今他の自治体の事例を参考にしながらと言いましたけれども、あるのですか、参考にする事例って。

○秋葉孝博企画総務部長 今、委員からお話が、仮定です、なった場合ということですので、仮に私もそういった事象は知らないのですけれども、ほかの案件で職員が負担をしたという事例はありますのでそういうものを参考にという意味です。

○平賀貴幸委員 わかりました。

今後どうなるということが確定するのか、方向性が見えた時点でまた説明があるというふうに思っていていいということでしょうか。

○高井秀利観光課長 何らかの指導があったときには、速やかに委員会に御報告させていただきたいと思っております。

○平賀貴幸委員 状況については理解させていただきました。

こういったものは市民に対しての意識啓発をやったりしなければいけない、市役所としては、やっぱりあってはいけないことだというふうに思いますので、しっかりとそこは精査をした上で、再発防止に努めるということと、どのような形で警察から来るかによってしっかり対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。
栗田委員。

○栗田政男委員 お話を聞いて、まずはよく発表してくれたなと。その真摯な姿勢に本当に、まだ網走市も捨てたもんじゃないなというふうに感じました。

黙っていれば、もしかしたらわからなかったことなのかもしれませんし、とはいっても役所ですから。

我々民間企業では、台数の多いところはありません。正直言って。あつて気がついたときに過ぎていたということもありますが、幸い今回は事故がなかったということですから、それは非常によかったのかなというふうに思います。

なぜ起きたのか。これは単純にたるんでるからですよ。市全体がそういうことに対して緩んでる姿勢がそのまま私は出たように思います。

そんなに忙しくなかったはずですよ。特に観光課はそれほどの事業もなかったでしょうし、コロナ禍ですから。そういう中から逆に緩んでしまつて。

乗られる方はね、いちいち見ませんよ。だからそれを罪に問うというのはなかなか僕は大変だなという気がしますし、僕がその職員の立場だったら、いちいち検査して、これ大丈夫かな、有効期限ということは見ないですよ。

そこで、僕も決算委員会、予算委員会でよく言ってきました。もっと車両がたくさんあるのだから一元管理をして、しっかりした体制で臨んだほうが効率的かつ安全な運行ができますよということは再三言ってきたつもりです。担当の専門の部署も必要でしょうし、それを一元管理できる部署も必要ですよ。整備、車検も含めたいろいろなことが、今いろいろな多様化の時代ですから、リース車両に変更することによって、メンテナンスフリーパックの中に入れちゃうと、そういうこういう問題は絶対起きません。いろいろなことがあるのですが、なかなか過去を従前としたお付き合いの関係でそうもいかなかったのかなというのを理解した上で、今後はやっぱり検討したほうがいいですし、百何十台あるわけですから、これはね、大変ですよ。やっぱり誰かが管理してあげないと、こういう事件がまた起きるというふうに思います。皆さん車検を気にしながらその車両を使ったりというのは、本当に意識がそこについてませんから、安全にしっかり走ってもらうのも必要ですし、そういうこともしっかり考えた上で今後の課題ですけども、これからはやっぱり、ある程度車両管理をしっかりとした、誰かが責任を持ってやっていくと。

これ、課長の責任だと言ったけれども、課長責任取りようないでしょ。どうやって、もしあれしたら取るつもりしているの。

○高井秀利観光課長 警察から行政指導等がありましたら、当然それには従いますし、網走市として組織の処分があるときには当然それに従おうと思つて

おります。

○栗田政男委員 しかるべきやっぱり法ですから、いろいろ対応は出てくるとは思いますけれども、なるべく下の職員の方々、それを使用した方に及ばぬようにしっかりとガードしながら、それは進めて、粛々と進めていただきたいと思います。

本当に事故がなくてよかった。車検がない、保険がない、それで事故が起きてしまうと、これは責任を取っただけでは済まないということなのだね。

永本委員から言われたように、本当にそれはね、今の時代だからできないわけではないのですよ。みんなデータを今の段階でも入れて、それを管理するというのはいくらでもできるので。それはややもすると業者任せで、廃棄の話も出ていましたが、そういうところがあるのかなというふうに思うので、そういう緩みのないようにしっかりね、管理をして、古い車両も多分市にはたくさんあって、100台あるうち、みんな新しくしているわけではないので。修理だとか、オイル交換だとか、タイヤ交換だとかいろいろなことには気を使わなければいけないと思うのだよね。そういうことも含めてね、しっかりと対応して、皆さんが、その職務で使っているわけですから。職務で安全に使っていただかなければいけないので、そういう管理体制は本当にこれを契機に、しっかりと取り組んでいただければというふうに要望いたします。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

種々質疑、議論がありましたが、これに関しては、ただいま警察のほうで調査中ということで、何らかの罰則も含めてお知らせがあり次第、またこの委員会で説明を受けるという進め方で皆さんよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、これをもちまして総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 29 分閉会